（海外投資家等の範囲）

第二百四十六条の十　法第六十三条の八第二項第一号に規定する内閣府令で定める要件は、外国法人又は次に掲げる要件のいずれかに該当する外国に住所を有する個人であることとする。

一　次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ　［略］

ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産（第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ハ　［略］

二　［略］

三　取得時点前一年間におけるその一月当たりの平均的な契約（第六十二条第一項第三号イからトまでに掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。

［四・五　略］

［2・3　略］

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二百六十九条　令第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　暗号等資産に関する金融商品仲介行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

（誇大広告をしてはならない事項）

第二百七十一条　法第六十六条の十第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十二　略］

十三　金融商品仲介業者が暗号等資産に関する金融商品仲介行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号等資産の性質

ロ　暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ　暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ　暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ　暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条　法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～二十八　略］

（海外投資家等の範囲）

第二百四十六条の十　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産（第六十二条第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ハ　［同上］

二　［同上］

三　取得時点前一年間におけるその一月当たりの平均的な契約（第六十二条第一項第三号イからヘまでに掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。

［四・五　同上］

［2・3　同上］

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二百六十九条　［同上］

［一・二　同上］

三　暗号資産に関する金融商品仲介行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

（誇大広告をしてはならない事項）

第二百七十一条　［同上］

［一～十二　同上］

十三　金融商品仲介業者が暗号資産に関する金融商品仲介行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号資産の性質

ロ　暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ　暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ　暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ　暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条　［同上］

［一～二十八　同上］